

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化	17年度～ 健診受診者の拡大等、保健事業の充実			
	17. 10～ 毎年、被保険者に対して、各種保健事業の内容についての情報提供を実施			
企業における社会保険事務の支援	17年度～ 地域の実情に応じた効果的な保健事業の取組			
	17年度～ 健保システムの強化充実の検討			
企業における社会保険事務の支援	18年度～ 社会保険委員への電子メールによるリアルタイムな情報提供			
	17年度～ 本社における社会保険の適用手続の周知			
年金制度の周知徹底				
創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施	職員に対する年金教育の徹底(随時)			
	17. 11～ 国民年金のメリット等について分かりやすく解説した「総合カタログ」や「目的別パンフレット」の作成			
	17年度～ 地方社会保険事務局主催の公開講座(年金セミナー等)の開催			
	17年度～ 大学における「年金セミナー」の開催			
	18年度～ 文科省との連携による学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等の徹底			
年金受給権等の確保のための取組の推進	18年度～ 社保庁ホームページにおける「ネット番組」、「キッズページ」の作成			
	19年度～ 「年金被保険者のしおり」の配布			
	17年度～ 年金満額受給の要件を満たしていない方を対象とする任意加入の勧奨の検討			
	19. 4～ 任意加入被保険者について口座振替による保険料納付の原則化			
17. 8～ 追納勧奨対象者の拡大及び勧奨時期の見直し				
保険料収納率の向上				
「新たな保険料徴収モデル」の展開	17. 8～ 所得情報の電子媒体による取得・「新たな保険料徴収モデル」の全国展開			
強制徴収の拡大及び徴収体制の強化	17年度 強制徴収を17万件に拡大	18年度 強制徴収を35万件に拡大(将来的には、要員の増強を図った上で、60万件に拡大)		
	17. 10～ 国民年金推進員について成果主義的な給与体系を導入			
保険料を納めやすい環境整備の推進	18年度～ 国民年金推進員スーパーバイザーの登用			
	18年度中～ クレジットカードによる国民年金保険料納付			
	20年度～ 口座振替制度の利便性の向上			
18.2～ 口座振替の利用勧奨の徹底				